

標津町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年1月

標津町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し「標津町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

- ・ 標津町教育委員会
- ・ 標津町住民生活課
- ・ 標津町建設水道課
- ・ 標津幼稚園 ・ 川北幼稚園
- ・ 標津小学校 ・ 川北小学校
- ・ 標津中学校 ・ 川北中学校
- ・ 標津町PTA連合会会長
- ・ 中標津警察署
- ・ 北海道開発局釧路開発建設部中標津道路事務所（国道）
- ・ 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所（道道）

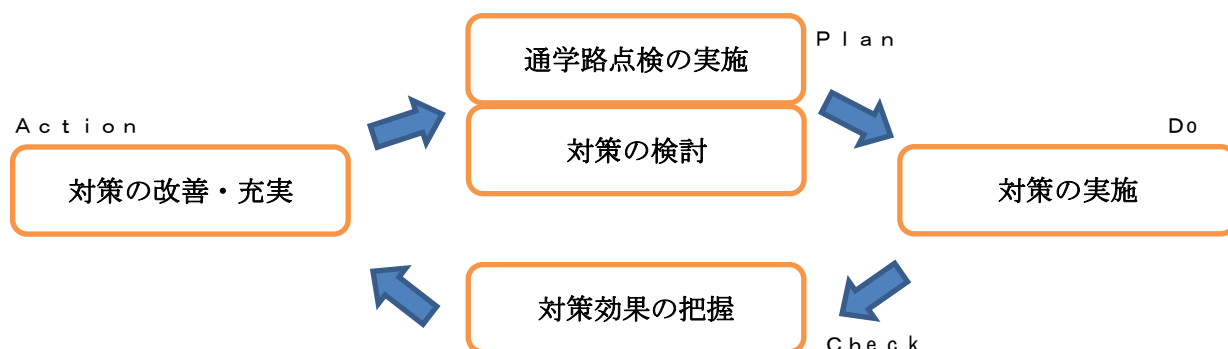
3. 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も継続的な通学路の点検と必要に応じた合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行う。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図る。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な点検

○定期点検の実施時期等

- ・各学校（園）は1年に2回以上通学路の点検を行う。
- ・実施時期は、新入学児童生徒等の通学開始時と積雪時の危険箇所の把握が必要であることから、春期と冬期が望ましい。
- ・必要に応じて合同点検を実施し、通学路における危険箇所等の情報共有をする。

○合同点検の体制

- ・必要箇所に応じ通学路安全推進会議の関係者で行うものとし、教育委員会で召集する。

○定期点検結果の報告

- ・各学校（園）等により通学路の点検を実施した場合は結果報告を教育委員会へ提出すること。

(3) 対策の検討

- ・定期点検、合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所に応じて具体的な対策を通学路安全推進会議の関係者で検討する。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、通学路安全推進会議の関係者間で連携を図る。

(5) 対策効果の把握

- ・定期点検、合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施する。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、定期・合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

4 情報の共有

- ・点検結果における危険箇所や対策内容について通学路安全推進会議の関係者間で情報共有を行う。